

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5122468号  
(P5122468)

(45) 発行日 平成25年1月16日(2013.1.16)

(24) 登録日 平成24年11月2日(2012.11.2)

(51) Int.Cl.

G06F 21/10 (2013.01)  
H04L 9/08 (2006.01)

F 1

G06F 21/22 110N  
H04L 9/00 601B  
H04L 9/00 601E

請求項の数 10 (全 15 頁)

(21) 出願番号 特願2008-536080 (P2008-536080)  
 (86) (22) 出願日 平成18年10月17日 (2006.10.17)  
 (65) 公表番号 特表2009-512085 (P2009-512085A)  
 (43) 公表日 平成21年3月19日 (2009.3.19)  
 (86) 國際出願番号 PCT/FR2006/002328  
 (87) 國際公開番号 WO2007/045756  
 (87) 國際公開日 平成19年4月26日 (2007.4.26)  
 審査請求日 平成21年10月13日 (2009.10.13)  
 (31) 優先権主張番号 0510566  
 (32) 優先日 平成17年10月17日 (2005.10.17)  
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)

(73) 特許権者 501263810  
 トムソン ライセンシング  
 Thomson Licensing  
 フランス国, 92130 イッシー レ  
 ムーリノー, ル ジヤンヌ ダルク,  
 1-5  
 1-5, rue Jeanne d' A  
 r c, 92130 ISSY LES  
 MOULINEAUX, France  
 (74) 代理人 100070150  
 弁理士 伊東 忠彦  
 (74) 代理人 100091214  
 弁理士 大貫 進介  
 (74) 代理人 100107766  
 弁理士 伊東 忠重

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】デジタルデータを記録し、セキュアに配信する方法、アクセス装置及びレコーダ

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

マルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを受信してセキュアに記録する方法であって、

幾つかの機器のアイテムを有し、そのドメインの全ての機器に固有の識別子により定義される予め決定されたセキュアなドメインに属するレコーダ／レシーバによりセキュアなディスクに前記デジタルデータを記録するステップと、

前記レコーダ／レシーバのドメイン識別子をセキュアなディスクに記録して、このドメインを、前記マルチメディアコンテンツのコピーが許可されるドメインとして定義するステップとを含み、

前記ディスクは、記録可能なメディアのデータプロテクションシステムによりセキュアにされ、前記ドメイン識別子は、あるドメインにおいてデータプロテクションシステムにより定義され、

当該方法は、前記記録可能なメディアのデータプロテクションシステムに従って前記セキュアなディスクからディスクキーを取得する事前のステップを更に含み、

前記記録可能なメディアの前記データプロテクションシステムに従って前記記録されたデジタルデータがタイトルキーによりスクランブルされた場合、前記ドメイン識別子は前記ディスクキーにより暗号化され、

前記タイトルキーは、前記記録可能なメディアのデータプロテクションシステムに従つて前記ディスクキーにより暗号化される方法。

10

20

**【請求項 2】**

前記マルチメディアコンテンツに付属する複製権を前記セキュアなディスクに記録するステップを更に含み、

前記複製権は、前記マルチメディアコンテンツが自由にコピー可能であるか、前記マルチメディアコンテンツが決定されたドメインでのみコピー可能であるか、又は前記マルチメディアコンテンツがコピー不可能であるかを定義する、

ことを特徴とする請求項 1 記載の受信及びセキュアに記録する方法。

**【請求項 3】**

マルチメディアコンテンツを表すデジタルデータをセキュアに配信する方法であって、記録可能なメディアのデータプロテクションシステムに従ってレコーダ／レシーバからセキュアなディスクにマルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを受信し、記録するステップと、前記記録ステップは、請求項 1 又は 2 記載の受信及びセキュアに記録する方法により実行され、

ある識別子により定義される特定のセキュアなドメインの識別子を記憶する手段を有する前記特定のセキュアなドメインにアクセスする装置から、あるドメインにおけるデータプロテクションシステムに従って、前記特定のセキュアなドメインにおいて、前記記録されたデジタルデータをセキュアに供給するステップとを含み、

前記供給ステップは、

前記セキュアなディスクで、前記アクセス装置により決定されたセキュアなドメインの識別子を読取るステップと、

前記セキュアディスクで読取られた識別子を、前記アクセス装置の記憶手段に記憶される識別子と比較するステップと、

前記セキュアディスクで読取られた識別子が前記アクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致しないとき、前記デジタルデータの第一の動作モードを許可するように、前記デジタルデータを前記アクセス装置により供給するステップと、

前記セキュアなディスクで読取られた識別子が前記アクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致するとき、前記デジタルデータの第二の動作モードを許可するように、前記デジタルデータを前記アクセス装置により供給するステップと、を含むセキュアな配信方法。

**【請求項 4】**

前記デジタルデータの第一の動作モードを許可するように前記デジタルデータが供給されるとき、前記供給ステップは、適切なプロトコルに従って前記アクセス装置により前記デジタルデータをスクランブリングし、前記マルチメディアコンテンツのコピーを禁止し、前記デジタルデータが前記アクセス装置により読取られている間にのみ前記特定のセキュアなドメインに属する表示装置での前記マルチメディアコンテンツの表示を許可するステップを含む、

請求項 3 記載のセキュアな配信方法。

**【請求項 5】**

前記デジタルデータの第二の動作モードを許可するように前記デジタルデータが供給されるとき、前記供給ステップは、

前記セキュアなディスクにプリレコードされる複製権を前記アクセス装置により読取るステップと、

前記マルチメディアコンテンツに付属する複製権を前記セキュアディスクで読取るステップと、前記複製権は、前記マルチメディアコンテンツが自由にコピー可能であるか、マルチメディアコンテンツが予め決定されたドメインでのみコピー可能であるか、又は前記マルチメディアコンテンツがコピー不可能であるかを定義し、

前記セキュアなディスクで読取られた複製権に従って定義されたプロトコルに従い、前記アクセス装置により前記デジタルデータをスクランブリングするステップと、を含む請求項 3 又は 4 記載のセキュアな配信方法。

**【請求項 6】**

10

20

30

40

50

読み取られた複製権が前記予め決定されたドメインでのみ前記マルチメディアコンテンツのコピーを許可するとき、前記供給するステップは、適切なプロトコルに従って前記アクセス装置により前記デジタルデータをスクランブリングし、前記予め決定されたドメインに属する機器でのみ前記マルチメディアコンテンツのコピー及び表示を許可する、

請求項5記載のセキュアな配信方法。

【請求項7】

前記複製権が前記マルチメディアコンテンツのコピーを禁止するとき、前記供給ステップは、適切なプロトコルに従って前記アクセス装置により前記デジタルデータをスクランブリングし、前記マルチメディアコンテンツのコピーを禁止し、前記デジタルデータが前記アクセス装置により読み取られる間、前記予め決定されたドメインに属する表示装置でのみ前記マルチメディアコンテンツの表示を許可する、

請求項5記載のセキュアな配信方法。

【請求項8】

前記複製権が前記マルチメディアコンテンツの自由なコピーを許可するとき、前記供給ステップは、適切なプロトコルに従って前記アクセス装置により前記デジタルデータをスクランブリングし、任意の機器での前記マルチメディアコンテンツのコピー及び表示を許可する、

請求項5記載のセキュアな配信方法。

【請求項9】

特定のセキュアなドメインにアクセスする装置であって、  
記録可能なメディアのデータプロテクションシステムによりセキュアにされたディスクに記録されているマルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを読み取り、予め決定されたセキュアなドメインの識別子が、あるドメインにおいてデータプロテクションシステムにより定義されている場合に、セキュアなディスクで、前記予め決定されたセキュアなドメインの識別子を読み取る手段と、

当該アクセス装置が属する特定のドメインの識別子を記憶する手段と、

前記記憶手段に記憶された識別子を前記セキュアなディスクで読み取られた識別子と比較し、ディスクキーを使用してドメイン識別子を復号する手段と、

前記セキュアなディスクで読み取られた識別子が当該アクセス装置の前記記憶手段に記憶された識別子に一致しないとき、前記デジタルデータの第一の動作モードを許可するよう前に、前記デジタルデータを供給し、前記セキュアなディスクで読み取られた識別子が当該アクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致するとき、前記デジタルデータの第二の動作モードを許可するよう前に、前記デジタルデータを供給する手段とを含み、

前記記録可能なメディアのデータプロテクションシステムに従って前記セキュアなディスクからディスクキーを取得し、前記ディスクキーを使用して前記ドメイン識別子を復号する暗号／復号手段と、

前記ディスクキーを使用して前記セキュアなディスクに記録された前記デジタルデータをデスクランブル可能なスクランブリング／デスクランブリング手段と、を更に含むアクセス装置。

【請求項10】

幾つかの機器のアイテムを有するセキュアなドメインであって、前記ドメインの全ての機器に固有の識別子により定義されるセキュアなドメインに属するレコーダ／レシーバであって、

当該レコーダ／レシーバは、マルチメディアを表すデジタルデータを、記録可能なメディアのデータプロテクションシステムによりセキュアにされたディスクに記録し、

当該レコーダ／レシーバは、当該レコーダ／レシーバのドメイン識別子があるドメインにおいてデータプロテクションシステムにより定義されている場合に、前記ドメイン識別子を前記セキュアディスクに記録し、このドメインを、前記マルチメディアコンテンツのコピーが許可される唯一のドメインとして定義し、

当該レコーダ／レシーバは、前記記録可能なメディアのデータプロテクションシステム

10

20

30

40

50

に従って前記セキュアなディスクからディスクキーを取得し、前記記録可能なメディアのデータプロテクションシステムに従ってタイトルキーにより前記デジタルデータをスクランブルし、前記タイトルキーは、前記記録可能なメディアのデータプロテクションシステムに従って前記ディスクキーにより暗号化され、前記ディスクキーを使用して前記識別子を暗号化し、前記スクランブルされたデジタルデータ及び前記暗号化された識別子を記録する、レコーダ／レシーバ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、マルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを記録、表示及びセキュアに配信する方法に関する。 10

【背景技術】

【0002】

マルチメディアの違法なコピーを回避するため、文献 J P 2 0 0 1 / 1 9 5 8 2 6 は、それぞれの機器に固有の識別子であって、他の機器の識別子とは異なる識別子を記憶するメモリを有する機器を開示している。この機器は、それぞれの記録に関して記憶媒体にデジタルデータとそれ自身の識別子を記憶するように構成される。デジタルデータを読取る前に、その識別子を記憶媒体で読取られた識別子と比較し、記憶媒体に記憶されている識別子がその識別子に一致するときにのみデジタルデータを表示する。

【0003】

この機器は、所有権を監視するが、デジタルデータが固有の機器でのみ表示されるのを可能にする。 20

【0004】

デジタルデータに付着する所有権を監視しつつ、デジタルデータのより広い配信を可能にするため、コンテンツスクランブリングシステム( C S S )システムのようなデータプロテクション方法により、セキュア D V D に記録されるデジタルデータを保護することが知られている。

【0005】

しかし、この方法によれば、セキュア D V D に記録されたデジタルデータは、許可されたドライブにより読取ることができるが、コピー又は複製することができない。 30

【0006】

さらに、文献 "SmartRight Technical white paper, Version 1.7, January 2003, Thomson" に記載される登録商標 "SmartRight" による方法、及び文献 "xCP: eXtensible Content Protection. 2003. IBM" 及び文献 "xCP Cluster Protocol, IBM Presentation to Copy Protection Technical Working Group, July 18, 2002" に記載される登録商標 "eXtensible Content Protection" による方法のような、あるドメインにおけるデータプロテクション方法が知られている。これらの方法は、同じドメインに属する機器によってのみデコードすることができる暗号化プロトコルに従って、デジタルデータがスクランブルされるのを可能にする。正しく暗号化されたデジタルデータは、あるドメインに属する機器によってのみ提供されるか、又はコピー／複製される。 40

【0007】

しかし、このデジタルデータは、このドメインへのアクセスを有さない人物と共有することができない。したがって、このデジタルデータを友人又は知人と共有することができない。

【0008】

また、米国特許文献 2 0 0 4 / 0 2 3 0 5 3 2 から特に知られるものは、デジタルデータコピーマネージメントシステムであり、同一のレコーダによりデジタルデータの 1 以上の複製／コピーを可能にするが、別のレコーダによる複製を禁止する。

【0009】

このシステムは、インターネットネットワーク介してアクセスすることができるサーバ 50

、及びユーザ向けに意図される特定のレコーダ／ドライバを有する。それぞれの記録に関して、それぞれのレコーダ／ドライブは、それに固有の識別子、D V Dの識別子及びD V Dで読み取られるコンテンツの識別子をサーバに送信されるように構成される。このサーバは、データベース、レコーダにより受信される識別子を登録する手段、そのデータベースに記憶される識別子とレコーダにより受信される識別子とを比較して、レコーダにより送出された識別子がデータベースに既に記憶されている識別子に対応するかがチェックされる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

しかし、このシステムは、複雑であり、大量のデータを含むデータベースの管理を必要とする。

【0011】

本発明の目的は、デジタルデータに付着する所有権を監視しつつ、デジタルデータの所定の程度の共有を可能にする、デジタルデータをセキュアに配信する方法を提案することにある。

【課題を解決するための手段】

【0012】

上記目的を達成するため、本発明は、マルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを受信してセキュアに記録する方法であって、幾つかの機器のアイテムを有し、そのドメインの全ての機器に固有の識別子により定義される予め決定されたセキュアなドメイン(secured domain)に属するレコーダ／レシーバによりセキュアディスク(secured disk)に前記デジタルデータを記録するステップ、レコーダ／レシーバのドメイン識別子をセキュアディスクに記録して、マルチメディアコンテンツの複製／コピーが許可されるドメインとして、このドメインを定義するステップを含み、本方法は、セキュアディスクからディスクキーを取得する事前のステップを含み、ドメイン識別子は、前記ディスクキーにより暗号化され、記録されたデジタルデータは、タイトルキーによりスクランブルされ、前記タイトルキーは、前記ディスクキーにより暗号化される。

【0013】

特定の実施の形態によれば、受信及び記録方法は、マルチメディアコンテンツに付着する複製権をセキュアディスクに記録するステップを含み、この複製権は、マルチメディアコンテンツが自由に複製可能／コピー可能であるか、マルチメディアコンテンツが決定されたドメインでのみ再生可能／コピー可能であるか、又はマルチメディアコンテンツが再生可能／コピー可能であるかを定義する。

【0014】

また、本発明は、第二の態様によれば、マルチメディアコンテンツを表すデジタルデータをセキュアに配信する方法に関し、以下のステップを含む。レコーダ／レシーバからセキュアディスクにマルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを受信し、記録するステップ。記録ステップは、上述された受信及び記録方法により実行される。特定のセキュアなドメインの識別子を記憶する手段を有する特定のセキュアなドメインにアクセスする装置から、ある識別子により定義される特定のセキュアなドメインにおいて、前記記録されたデジタルデータをセキュアに供給するステップ。供給ステップは、以下のステップを有する。

【0015】

セキュアディスクで、アクセス装置により決定されたセキュアなドメインの識別を読み取るステップ。セキュアディスクで読み取られた識別子をアクセス装置の記憶手段に記憶される識別子と比較するステップ。セキュアディスクで読み取られた識別子がアクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致しないとき、デジタルデータの第一の動作モードを認可するように、デジタルデータをアクセス装置により供給するステップ。セキュアディスクで読み取られた識別子がアクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致するとき、デジ

10

20

30

40

50

タルデータの第二の動作モードを認可するように、デジタルデータをアクセス装置により供給するステップ。

【0016】

特定の実施の形態によれば、配信方法は、以下の特性のうちの1以上を有する。デジタルデータの第一の動作モードを認可するように、デジタルデータが供給されるとき、供給ステップは、適切なプロトコルに従ってアクセス装置によりデジタルデータをスクランブリングし、マルチメディアコンテンツの複製／コピーを禁止し、デジタルデータがアクセス装置により読み取られている間にのみ特定のドメインに属する表示装置でのマルチメディアコンテンツの表示を認可するステップ。第二の動作モードを認可するようにデジタルデータが供給されるとき、供給ステップは、以下のステップをも有する。セキュアディスクに前もって記録された複製権をアクセス装置により読み取るステップ。マルチメディアコンテンツに付着する複製権をセキュアディスクで読み取るステップ。複製権は、マルチメディアコンテンツが自由に複製可能／コピー可能であるか、マルチメディアコンテンツが予め決定されたドメインでのみ複製可能／コピー可能であるか、又はマルチメディアコンテンツが複製可能／コピー可能でないかを定義する。セキュアディスクで読み取られた複製権に従って定義されたプロトコルに従い、アクセス装置によりデジタルデータをスクランブリングするステップ。読み取られた複製権が決定されたドメインのみにおけるマルチメディアコンテンツの複製／コピーを許可するとき、供給するステップは、適切なプロトコルに従ってアクセス装置によりデジタルデータをスクランブリングし、決定されたドメインに属する機器でのみマルチメディアコンテンツの複製／コピー及び表示を認可する。複製権がマルチメディアコンテンツの複製／コピーを禁止するとき、供給ステップは、適切なプロトコルに従ってアクセス装置によりデジタルデータをスクランブリングし、マルチメディアコンテンツの複製／コピーを禁止し、デジタルデータがアクセス装置により読み取られる間、決定されたドメインに属する表示装置でのマルチメディアコンテンツの表示のみを認可する。複製権がマルチメディアコンテンツの自由な複製／コピーを認可するとき、供給ステップは、適切なプロトコルに従ってアクセス装置によりデジタルデータをスクランブリングし、任意の機器でのマルチメディアコンテンツの複製／コピー及び表示を認可する。本方法は、リモートサーバから前記レコーダ／レシーバにマルチメディアコンテンツに付着された複製権を送信するステップを含む。送信ステップは、複製権を記録するステップの前のステップである。本方法は、識別子及び複製権を暗号化するステップを含み、前記暗号化ステップは、記録ステップの前のステップである。10  
20  
30

【0017】

また、本発明は、第三の態様によれば、特定のセキュアなドメインにアクセスする装置に關し、当該アクセス装置は、以下を有する。セキュアディスクに記録されているマルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを読み取る手段。この読み取手段は、セキュアディスクで決定されたセキュアなドメインの識別子を読み取るために適する。当該アクセス装置が属する特定のドメインの識別子を記憶する手段。記憶手段に記憶された識別子をセキュアディスクで読み取られた識別子と比較し、ディスクキーを使用してドメイン識別子を復号する手段。セキュアディスクで読み取られた識別子が当該アクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致しないとき、デジタルデータの第一の動作モードを認可するように、デジタルデータを供給し、セキュアディスクで読み取られた識別子が当該アクセス装置の記憶手段に記憶された識別子に一致するとき、デジタルデータの第二の動作モードを認可するように、デジタルデータを供給する手段。また、当該アクセス装置は、以下を有する。セキュアディスクからディスクキーを取得し、ディスクキーを使用してドメイン識別子を復号する暗号／復号手段。前記ディスクキーを使用してセキュアディスクに記録されたデジタルデータをデスクランブル可能なスクランブリング／デスクランブリング手段。40

【0018】

また、本発明は、第四の態様によれば、幾つかの機器のアイテムを有するセキュアなドメインであつて、前記ドメインの全ての機器に固有の識別子により定義されるセキュアなドメインに属するレコーダ／レシーバに關し、当該レコーダ／レシーバは、マルチメディ50

アを表すデジタルデータをセキュアディスクに記録し、当該レコーダ／レシーバは、レコーダ／レシーバのドメイン識別子をセキュアディスクに記録して、このドメインを、マルチメディアコンテンツの複製／コピーが認可される唯一のドメインとして定義する。当該レコーダ／レシーバは、セキュアディスクからデジタルデータを取得し、前記ディスクキーにより暗号化されているタイトルキーによりデジタルデータをスクランブルし、ディスクキーを使用して識別子を暗号化し、前記スクランブルされたデジタルデータ及び前記暗号化された識別子を記録する。

#### 【0019】

特定の実施の形態によれば、当該レコーダ／レシーバは、以下の特性の1以上を有する。マルチメディアコンテンツに付着する複製権を記録するのに適する。複製権は、マルチメディアコンテンツが自由に複製可能／コピー可能であるか、マルチメディアコンテンツが決定されたドメインのみにおいて複製可能／コピー可能であるか、マルチメディアコンテンツが複製不可能／コピー不可能であるか、を定義する。マルチメディアコンテンツに付着する複製権は、マルチメディアコンテンツの許可される複製回数を含む。10

#### 【0020】

本発明は、例として、図面を参照しながら与えられる以下の説明を読んで良好に理解されるであろう。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0021】

本発明に係る方法が実現されるシステム2は、図1及び図2で例示される。このシステム2は、DVDレコーダ又はDVDドライブの何れかを有し、異なるユーザに属し、DVDを交換する可能性があるIT機器のアイテムのセットに関する。機器のアイテムは、異なるセキュアなドメイン間で分配される。20

#### 【0022】

1つのセキュアなドメインに属する機器のアイテムは、このドメインを表す同一の識別子及びドメインのキーをメモリにそれぞれ有する。このドメインにおける機器は、ネットワークを介して、このドメインのキーによりスクランブルされるデジタルデータを伝達する。このセキュアなドメインに属しない機器、又は別のセキュアなドメインに属する機器は、このネットワークを伝達されるスクランブルされたデータ、又はネットワークにおける機器でセキュアにされるスクランブルされたデータを読取ることができない。30

#### 【0023】

図1において分かるように、システム2は、レシーバ装置6に、インターネットネットワークのようなディストリビューションネットワーク8を介して、デジタルデータを供給するコンテンツプロバイダ4を有する。

#### 【0024】

コンテンツプロバイダ4は、データベース12にリンクされるマルチメディアサーバ10を有する。

#### 【0025】

データベース12は、たとえばオーディオ、ビデオ又は原文データの系列、若しくはソフトウェアをセットアップするために使用されるコンピュータデータファイルのような、マルチメディアコンテンツを表すデジタルデータを記憶する。40

#### 【0026】

デジタルデータは、たとえばMPG規格(ISO/IEC13818-1)に従ってパケット形式でエンコードされる。

#### 【0027】

データベース12では、それぞれのマルチメディアコンテンツは、1以上のユーザージ又は複製権に関連され、これらのユーザージ又は権利に従って変動する価格に関連される。

#### 【0028】

ユーザージ(usage)は、マルチメディアコンテンツのコピー又は複製に付着するプロ

50

テクションのタイプを識別する。記載される実施の形態の例では、ユーザージは、マルチメディアコンテンツが自由にコピー可能 / 複製可能であるか、セキュア D V D にコピーすることができるか、又は、セキュア D V D にコピー可能であって、セキュア D V D にコンテンツを記録したレコーダが属するドメインに対応する単一のドメインにおいてコピー可能 / 複製可能であるかを定義する。

## 【0029】

マルチメディアサーバ 10 は、デジタルデータをディストリビューションネットワーク 8 に送出するか、デジタルデータをこのネットワークから受信する手段 14、及びこのデジタルデータをスクランブリングするモジュール 16 を有する。

## 【0030】

スクランブリングモジュール 16 は、C S S システムに従ってデータをスクランブリングする。

## 【0031】

レシーバ装置 6 は、コンピュータ又はセットトップボックスである。このレシーバ装置は、ディストリビューションネットワーク 8 を介してビデオプログラムにアクセスするのを望むユーザの家に通常設けられる。

## 【0032】

レシーバ装置 6 は、たとえば登録商標SmartRightをもつシステムのようなプロテクションシステムによりセキュアにされるドメインに属する。

## 【0033】

このセキュアなドメインに属する機器アイテムは、このドメインを表す同一の識別子とドメインの鍵D I K をメモリにそれぞれ有する。

## 【0034】

レシーバ装置 6 は、プロセッサ 18、暗号 / 復号モジュール 20、キーボード、スクリーン又はリモートコントロールタイプのユーザインタフェース 22、データを送信又は受信するネットワークインターフェース 24 を有する。

## 【0035】

プロセッサ 18 は、SmartRightデータプロテクションシステムのプロトコル、及び、スクランブリングモジュール 16 により使用されるプロテクションシステムに対応する C S S プロテクションシステムのプロトコルを実行する。このため、プロセッサ 18 は、特に、レシーバ装置 6 が属するドメインのマスターキー M K 及び識別子 I D D を有する。

## 【0036】

インターフェース 24 は、リアルタイムのダウンロード（又はストリーミング）することで、すなわちロードしながらコンテンツを視聴するか、又は事前にダウンロードして、オフラインでコンテンツが視聴されるのを可能にすることで、ディストリビューションネットワーク 8 からデータストリームを受信する。

## 【0037】

受信機装置 6 は、たとえばD V D - R、D V D - R W、D V D + R、D V D + R W 又はD V D - R A M タイプのD V D 30 のレコーダ 28 にリンクされる。

## 【0038】

D V D 30 は、C S S プロテクションシステムのプロトコルに従ってセキュアにされるディスクキーのセットで前もって記録されるスタートエリア 32、ストレージエリア 34 及びデジタルデータ記録エリア 36 を有する。

## 【0039】

ストレージエリア 34 は、任意のレコーダにより記録されるD V D の特定のエリアである。D V D - R タイプのD V D について、ストレージエリア 34 は、たとえばR M D フィールド 2 と呼ばれるフィールドを有する。このフィールドは、文献“DVD Specification for Recordable Disk for General, Part 1, Physical Specification, version 2.0, Mat 2000”で定義されている。

## 【0040】

10

20

30

40

50

図2において分かるように、本発明に係るシステム2は、SmartRightプロテクションシステムによりセキュアにされるドメインにアクセスする装置を形成するDVDドライブ40を有する。このドライブ40は、チップカード44を受けるために設計されるチップカードリーダ42にリンクされる。

【0041】

ドライブ40は、DVDを読取る手段45、暗号/復号モジュール48に接続されるマスターキーMK'を記憶する手段46を有する。

【0042】

また、ドライブ40は、スクランブリング/デスクランブリングモジュール50、及び、たとえば家庭内ネットワーク、インターネットネットワーク又はインターネットネットワークのようなディストリビューションネットワーク54を介して、デジタルデータを送出及び受信するネットワークインターフェース52を有する。  
10

【0043】

チップカード44は、セキュアプロセッサ56を含む。このプロセッサ56は、ドライブ40が属するドメインに固有の識別子IDL、及びこのドメインの暗号化鍵DOKをセキュアに記憶する。

【0044】

プロセッサ56は、データを比較し、ドライブ40からのデータを受信し、ドライブ40にデータを送信し、ランダム数を発生し、それらをSmartRightプロテクションプロトコルに従ってエンコードする。  
20

【0045】

また、システム2は、テレビジョンタイプの表示装置60、レコーダ62及び記憶装置64を有する。

【0046】

表示装置60及びレコーダ62は、ドライブ40からデジタルデータを受信するか、記憶装置64でデジタルデータをサーチするネットワークインターフェース70,72をそれぞれ有する。これらは、ドライブ40と同じセキュアなドメインに属する。

【0047】

表示装置60は、デスクランブリングモジュール66を有する。表示装置は、セキュアプロセッサ57においてこのドメインの識別子IDL及び暗号化鍵DOKを記憶するチップカード47を受けるチップカードリーダ43に接続される。  
30

【0048】

記憶装置64は、ディストリビューションネットワーク54に接続される任意の機器によりアクセスされ、特に、識別子IDLにより定義されるドメインに属さない機器によりアクセスされる。

【0049】

図3では、垂直の軸は時間軸を表し、水平軸は、図1及び2に表されるシステムの機器のアイテム間のやりとりを説明する。

【0050】

第一のステップ100では、ユーザは、レシーバ装置のユーザインタフェース22を使用して、ユーザがDVD30に記録するのを望む映画又は特定の送信といったビデオ系列を選択する。  
40

【0051】

レコーダ28は、DVDのスタートエリア32に記録される全てのセキュアなディスクキーを読み取り、このセキュアなディスクキーのセットをレシーバ装置6に送信する。

【0052】

レシーバ装置6の暗号/復号モジュール20は、このセキュアなディスクキーのセットとマスターキーMKからディスクキーDKを取得する。

【0053】

次いで、レシーバ装置6は、ビデオコンテンツの要求メッセージを構築し、それをマル  
50

チメディアサーバ 10 のアドレスに送出する。この要求は、注文されたビデオ系列の識別子、レシーバ装置 6 の識別子、取得されたディスクキー DK、要求されたユーザージの示唆、及び支払いの指示を含む。

#### 【 0 0 5 4 】

次のステップ 102 では、マルチメディアサーバ 10 は、データベース 12 において要求されたビデオコンテンツをサーチし、このビデオコンテンツを、タイトルキーを使用してスクランブルし、CSS プロトコルに従って受信されたディスクキー DK を使用してタイトルキーを暗号化する。

#### 【 0 0 5 5 】

ステップ 104 では、マルチメディアサーバ 10 は、タイトルキーによりスクランブルされたビデオコンテンツ、ディスクキー DK により暗号化されたタイトルキー、及びユーザにより購入されたユーザージの示唆をレシーバ装置 6 に送信する。

#### 【 0 0 5 6 】

ステップ 106 の間、レシーバ装置の暗号 / 復号モジュール 20 は、ドメイン情報 DI を決定して暗号化する。このドメイン情報 DI は、ユーザにより購入されたユーザージ、レシーバ装置が属するドメインの識別子 IDD を有する。

#### 【 0 0 5 7 】

たとえば、ドメイン情報 DI は、以下の形式をとる。

$DI = AES[DDK](IDD || US)$

ここで AES は暗号化規格である (Advanced Encryption Standard)。

“ || ” は連結演算子である。

DDK は、AES 暗号化規格に適合される鍵であり、ディスク鍵 DK から導出される。たとえば鍵 DK の低次のビットで “0” ビットを連結して、AES により要求されるサイズの鍵が取得される。

IDD は、レシーバ装置のドメインの識別子である。

US は、ビデオコンテンツに付着するユーザージの SmartRight フォーマットにおけるトランスクリプションである。

#### 【 0 0 5 8 】

ステップ 108 では、レコーダ 28 は、スクランブルされたビデオコンテンツをデータ記録エリア 36 に記録し、ドメイン情報 DI をストレージエリア 34 に記録する。

#### 【 0 0 5 9 】

したがって、ユーザは、CSS 仕様に従ってプロテクトされるビデオコンテンツ、及び、マルチメディアコンテンツが記録されている特定のドメインであって、DVD が属する特定のドメインを特徴付ける識別子 IDD を含む DVD30 を有する。

#### 【 0 0 6 0 】

ステップ 110 の間、ユーザは、ダウンロードされたビデオコンテンツを、識別子 IDL により定義されたドメインにおける機器にとって利用可能にすることを望む。

#### 【 0 0 6 1 】

このため、DVD30 は、このドメインに属するドライブ 40 に挿入される。ドライブの読み取り手段 45 は、DVD のスタートエリア 32 における全てのセキュアなディスク鍵、及び DVD のストレージエリア 34 に記憶されるドメイン情報 DI を記憶する。

#### 【 0 0 6 2 】

ステップ 112 の間、暗号 / 復号モジュール 48 は、(CSS 仕様の原理に従って) セキュアなディスクキーのセットとドライブ 40 に含まれるマスターキー MK' とからディスクキー DK を取得する。暗号 / 復号モジュール 48 は、このディスクキー DK から、導出される鍵 DDK を推測し、この鍵 DDK を使用して、ドメイン情報 DI を復号して、DVD30 が記録されたドメインのユーザージ US 及び識別子 IDD を取得する。

#### 【 0 0 6 3 】

ステップ 114 の間、ドライブ 40 は、ユーザージ US 及び識別子 IDD をチップカード 44 に送出する。

10

20

30

40

50

**【 0 0 6 4 】**

ステップ116の間、チップカードのプロセッサ56は、DVDに記録される識別子IDDはプロセッサ56が記憶する識別子IDLに一致するかをチェックする。

**【 0 0 6 5 】**

DVD30に記憶される識別子IDDがチップカードの識別子IDLに一致しない場合、DVD30は、ドライブ40と同じドメインに属するレコーダにより記録されない。

**【 0 0 6 6 】**

このケースでは、ステップ118の間、チップカードのプロセッサ56は、一般にCWで示される制御ワード、L E C M (Local Entitlement Control Messages)で示される制御メッセージを発生する。制御メッセージL E C Mは、ドメインキーDOK、ドライブ40のドメインの識別子IDL、インテグリティチェック及びインテグリティの計算によりプロテクトされるユーセージUSを使用して復号可能となるように暗号化される制御ワードCWを含む。これらの制御メッセージL E C Mは、ドライブ40と同じドメインに属する機器によってのみ復号される。10

**【 0 0 6 7 】**

識別子IDDが識別子とは異なるとき、制御メッセージL E C Mに含まれる制御ワードCWが超暗号化される(superencrypted)。

**【 0 0 6 8 】**

SmartRightドメインのプロテクションプロトコルによれば、超暗号化された制御ワードCWを含む制御メッセージL E C Mは、これら制御メッセージL E C M及び制御メッセージに付属するデジタルデータを受信する任意の機器に対して、DVDを読み取りしている間にのみ受信されたデジタルデータを表示することができ、コピー又は複製することができないことを示す。20

**【 0 0 6 9 】**

ステップ120の間、チップカードのプロセッサ56は、ドライブ40に発生された制御メッセージL E C M及び制御ワードCWを送出する。

**【 0 0 7 0 】**

ステップ122の間、ドライブのスクランブリング/デスクランブリングモジュール50は、ステップ112で取得された鍵DKを使用してDVDのエリア36に記録されたデジタルデータをデスクランブルする。30

**【 0 0 7 1 】**

ステップ124の間、ドライブのスクランブル/デスクランブルモジュール50は、チップカードのプロセッサ56により発生された制御ワードCWを使用して、ステップ122の間にデスクランブルされたデジタルデータをスクランブルする。

**【 0 0 7 2 】**

ステップ126の間、ドライブ40は、表示装置60に、ディストリビューションネットワーク54を介して、制御ワードCWを使用してスクランブルされたデジタルデータと、プロセッサ56により発生された制御メッセージL E C Mとを送信する。

**【 0 0 7 3 】**

ステップ128の間、表示装置60に接続されるチップカードのプロセッサ57は、制御メッセージL E C Mを復号し、デスクランブリングモジュール66は、この装置がネットワーク54を通して送信されたビデオを表示するように、受信されたデジタルデータをデスクランブルする。40

**【 0 0 7 4 】**

したがって、表示装置60は、ドライブ40によりDVD30の読み取りと同時にビデオコンテンツを表示する。

**【 0 0 7 5 】**

また、レコーダ62は、ディストリビューションネットワーク54を介して送信された、このデジタルデータへのアクセスを有する。しかし、レコーダ62は、ユーザの便利さのため、DVDへのこのデータの複製又はコピーを防止することができる。これは、かか50

るコピーが行われる場合、このコピーは、制御ワード C W が超暗号化されているために使用不可能であるためである。

**【 0 0 7 6 】**

このデジタルデータ表示モードは、プロトコル名「視聴のみ “view only”」により SmartRight プロトコルに知られており、文献“SmartRight Technical white paper, Version 1.7, January 2003, Thomson”に特に記載されている。

**【 0 0 7 7 】**

識別子 I D D が識別子 I D L に等しいとき、チップカードのプロセッサ 5 6 は、ステップ 1 3 0 の間に D V D を記録するときに購入されたユーセージ U S を分析する。

**【 0 0 7 8 】**

これらユーセージにより、ビデオコンテンツがあるドメインのみで複製又はコピーされるのを可能にするとき、プロセッサ 5 6 は、ステップ 1 3 2 の間に、制御ワード C W と、ドメインキー D O K により暗号化されたこれら制御ワード C W を含む制御メッセージ L E C M とを発生する。これにより、これら制御メッセージ L E C M は、ドライブ 4 0 と同じドメイン、すなわち識別子 I D L = I D D のドメインに属し、ドメインキー D O K を含む機器によってのみ復号することができる。

**【 0 0 7 9 】**

ステップ 1 3 4 の間、制御メッセージ L E C M 及び制御ワード C W は、ドライブ 4 0 に送信される。

**【 0 0 8 0 】**

ステップ 1 3 6 の間、D V D で読み取られるデジタルデータは、ステップ 1 2 2 の間に記載された方法と同じ方法に従ってデスクランブルされる。

**【 0 0 8 1 】**

ステップ 1 3 8 の間、ステップ 1 3 6 の間にデスクランブルされたデジタルデータは、ステップ 1 3 2 の間に発生された制御ワード C W によりスクランブルされる。

**【 0 0 8 2 】**

ステップ 1 4 0 の間、スクランブルされたデジタルデータ及び制御メッセージ L E C M は、ディストリビューションネットワーク 5 4 を介して記憶装置 6 4 に送信され、そこで記録される。

**【 0 0 8 3 】**

ドライブ 4 0 と同じドメインに属する機器のみが制御メッセージ L E C M を復号し、機器 6 4 に記憶されるデジタルデータを複製 / コピー又は表示することができる。

**【 0 0 8 4 】**

ステップ 1 3 0 の間、分析されたユーセージは、デジタルデータが自由にコピー可能 / 複製可能であることを定義する場合、チップカードのプロセッサ 5 6 は、暗号化されていない制御ワードを含む制御メッセージ L E C M を発生する。

**【 0 0 8 5 】**

次いで、ステップ 1 3 4 ~ 1 4 0 が繰り返される。しかし、このケースでは、任意の機器、更には識別子 I D D = I D L のドメインに属さない機器は、デジタルデータを読み取り、表示又はコピーすることができる。これは、デジタルデータは、セキュアな暗号化鍵によりスクランブルされていないからである。

**【 0 0 8 6 】**

ステップ 1 3 0 の間、デジタルデータが複製可能 / コピー可能ではないとプロセッサ 5 6 が判定した場合、プロセッサ 5 6 は、制御メッセージ L E C M 及び超暗号化された制御ワード C W を発生し、ステップ 1 2 0 ~ 1 2 8 が繰り返される。このケースでは、デジタルデータは、識別子 I D L により識別されたドメインに属する表示装置により表示可能である。

**【 0 0 8 7 】**

また、本発明に係る方法は、文献“xCP: eXtensible Content Protection. 2003.

IBM”及び“xCP Cluster Protocol, IBM Presentation to Copy Protection T

10

20

30

40

50

technical Working Group, July 18, 2002”に記載される登録商標xCP ( eXtensible Content Protection) の方法に従ってプロテクトされるドメインプロテクションシステムで実現することができる。

【 0 0 8 8 】

このドメインプロテクション方法によれば、それぞれのドメイン又は機器のグループは、「クラスタ I D」と呼ばれるグループ識別子 I Dにより定義される。

【 0 0 8 9 】

レコーダは、グループ識別子 I Dを記憶する手段を有し、ドメイン情報 D I を計算するために構成される。この情報 D I は、ハッシュ関数を、D V Dのディスクキー D K、グループ識別子 I D、及び、コピーが許可されているか否かに依存して値 0 又は 1を取るコピーインジケータを有する連結されたデータに適用することで得られる。  
10

【 0 0 9 0 】

レコーダは、D V Dにドメイン情報 D I を記録するために構成される。

【 0 0 9 1 】

記録されたD V Dを受けるレシーバ装置は、それ自身のドメイン情報 D I ’を構成することで、D V Dがそのドメインに記録されているかを判定する。このため、それ自身のドメインの識別子を再使用し、コピーインジケータを許可されたコピーに対応する値に設定し、D V Dで読み取られたディスクキー D Kを再び使用する。

【 0 0 9 2 】

D V Dのドメイン情報 D I と、このよう構築されたレシーバ装置のドメイン情報 D I ’とが一致する場合、コピーが許可され、レシーバ装置は、このドメインの x C P プロトコルに従ってデジタルデータをデスクランブルし、その後スクランブルする。  
20

【 0 0 9 3 】

D V Dのドメイン情報 D I と、このよう構築されたレシーバ装置のドメイン情報 D I ’とが一致しない場合、コピーの動作が禁止される。

【 0 0 9 4 】

変形例として、このセキュアな配信方法は、C P P M (Content Protection for Prerecorded Media) システム、C P R M (Content Protection for Recordable Media) システム、B D C P S (Blue ray Disk Copy Protection System)、又はD V D + R / D V D + R W ディスク向け V i D i システムに従ってセキュアにされるD V Dと使用することができる。  
30

【 0 0 9 5 】

変形例として、レコーダは、デジタルデータ及びドメイン識別子のみをD V Dに記録し、デジタルデータに付属するユーザージ又は複製権を記録しない。このケースでは、ドライブが識別子を読み取ると、チップカードは、ディスクで識別されたドメインにおけるコピー / 複製のみを許可するプロトコルに従って制御ワード及び制御メッセージを発生する。D V Dが識別子を含まないとき、チップカードは、任意の機器によるコピー / 複製を防止するプロトコルに従って超暗号化される制御ワード及び制御メッセージを発生する。このケースでは、デジタルデータは、そのドメインに属する表示装置により表示可能である。  
40

【 0 0 9 6 】

変形例として、D V Dは、市販され、マルチメディアコンテンツ及び関連するユーザージを表すデジタルデータを含む形式でプリレコードされる。このD V Dの最初のユーザージの前であって、D V Dが機器アイテムにより読み取り可能となる前、このD V Dは、レコーダが属するドメインの識別子を記録するのに適したレコーダに配置される必要がある。このケースでは、D V D又はドライブは、D V Dがドメイン識別子を含むときにのみ動作するように調整される。

【 0 0 9 7 】

有利なことに、このセキュアな配信方法により、友人又は知人とデジタルデータを共有することにおいて所定の自由度が可能となり、このデジタルデータに付属する知的財産権  
50

を保護しつつ、同じドメインにリンクされる機器との共有が可能となる。

**【0098】**

有利なことに、マルチメディアコンテンツのコピー／複製が記録されるセキュアディスクは、ダウンロードされたバージョンのマルチメディアコンテンツとドメイン識別子とが記録されているセキュアディスクに記録されている識別子により定義されるドメインにおいてのみ読み取られ、表示される。しかし、セキュアディスク、すなわちダウンロードされたバージョンのマルチメディアコンテンツ及びドメイン識別子を含むディスクは、任意のドメインで許可された任意のCSS表示装置で読み取られ、表示される。

**【図面の簡単な説明】**

**【0099】**

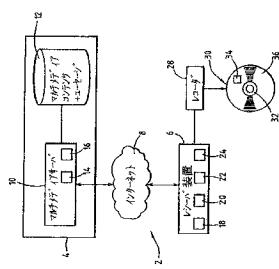
10

**【図1】**本発明に係る配信方法を実現可能にするシステムの一部の機能的なブロック図である。

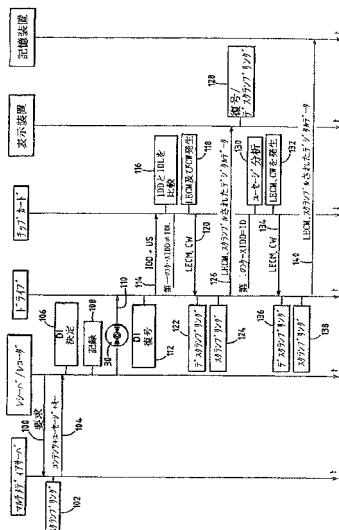
**【図2】**本発明に係る配信方法を実現可能にするシステムの別の部分の機能的なブロック図である。

**【図3】**本発明に係る配信方法のステップを説明する図である。

**【図1】**



**【図3】**



---

フロントページの続き

(72)発明者 ディアスコール, ジャン - ルイ  
フランス国, 35830 ベットン, リュ・デ・シャテニエール 5  
(72)発明者 デュラン, アラン  
フランス国, 35000 レンヌ, リュ・ド・ディナン 79  
(72)発明者 ルリエーヴル, シルヴァン  
フランス国, 35760 モンジェルモン, リュ・デ・アエッテ 36

審査官 和田 財太

(56)参考文献 米国特許出願公開第2005/0169118(US, A1)  
米国特許出願公開第2005/0075986(US, A1)  
国際公開第2005/073871(WO, A1)  
特表2005-526330(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/22-21/24

H04L 9/08